

ビタミン M No.140

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年11月号)

<今月のトピックス>

- 年収の壁「支援強化パッケージ」特集
 - ・ 年収106万円の壁への対応
 - ・ 年収130万円の壁への対応
 - ・ 配偶者手当への対応

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

年収の壁「支援強化パッケージ」特集

厚生労働省は2023年9月、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応としての施策「支援強化パッケージ」と、制度の見直しに取り組むことを公表しました。

年収の壁

■ 年収106万円の壁

厚生年金保険の被保険者総数が常時100人を超える企業(特定適用事業所)で週20時間以上働き、所定内賃金が月額8.8万円以上となると、扶養を外れて社会保険(健康保険・厚生年金保険)へ加入が必要

■ 年収130万円の壁

上記以外の事業所で働き、年収が130万円以上となると、扶養を外れて国民健康保険・国民年金保険に加入が必要(労働時間によっては事業所で社会保険加入)



年収106万円の壁への対応

① 社会保険適用促進手当

保険加入による保険料負担軽減のための手当「社会保険適用促進手当」については、被保険者適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象外とする

※対象者は標準報酬月額が10.4万円以下の者で、最大2年間の措置とする

② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を新設し、短時間労働者が社会保険加入による手取収入減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、社会保険適用促進手当として支給する場合も対象とする



年収130万円の壁への対応

■ 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準(年収130万円)について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明を添付することで、保険者判断により被扶養者にとどまることを可能とする

※あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする



配偶者手当への対応

■ 企業の配偶者手当の見直しの促進

2024年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しも議論されるよう、以下の対応を実施

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表する
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する

(参考)見直しの具体例: 配偶者手当を廃止又は縮小し、基本給や子どもへの手当を増額

➤ 具体的な内容などは、今後所要の手続きを経た上で、厚生労働省より公表される予定です。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「<事業所名・お名前>メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2023.10.20

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG